

## 研究に関する不正への対応方針について

文部科学省  
厚生労働省

### 1. 現状と課題

- 研究費の不正使用や研究上の不正行為（データの捏造、改ざん及び盗用）については、近時、関係府省及び各研究機関において様々な防止策が講じられてきているものの公的資金による助成を受けた研究を含め、依然として、少なからず不正が疑われる事案等が発生している。
- 研究に関わる不正事案が発生することは、我が国の研究に対する信頼を揺るがし、科学技術の進歩を大きく阻害するものであるほか、研究活動を支える納税者たる国民の信頼の確保のためにも許されないことから、不正防止に向けた改善方策について検討してきたところ。

### 2. 対応状況

- 文部科学省、厚生労働省においては連携して、研究費の不正使用や研究上の不正行為の防止に向けた対応策を検討。
- 文部科学省においては副大臣を座長とするタスクフォースを設置し、これまでの対応の総括を行うとともに、今後の対応策を検討し9月26日に中間報告を取りまとめ公表（参考資料1）。
- 厚生労働省においては文部科学省と連携のうえ対応方針を検討し9月27日に「研究開発機関連携会議」にて今後の対応方針について公表（参考資料2）。
- 今後は対応方針について詳細な検討を進めるとともに、他の関係府省に対しても連携を図っていく。

# 研究における不正行為・研究費の不正使用に関する タスクフォース 中間取りまとめ（概要）

参考資料1

- 研究不正は研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害
- 研究不正には、研究における「不正行為」と研究費の「不正使用」の2つがあり、それぞれへの対応を図ってきているが、不正事案は後を絶たない状況

副大臣を座長とするタスクフォースを設置し、これまでの対応の総括を行うとともに、今後の対応策を検討

国として、研究者の所属する組織が、研究不正に関して既に規定されているガイドライン等を遵守するよう促すことを前提とした上で、基本方針として3つの柱に整理

☆：共通事項  
□：不正行為  
◇：不正使用

## 不正を事前に防止する取組

### ○倫理教育の強化

- ☆倫理教育プログラムの開発（日本学術会議等と連携）
- ☆競争的資金制度における倫理教育の義務づけ
- ☆倫理教育に関する国の体制の強化

### ○不正事案の公開

- ☆不正事案の公開（一覧化して公開）
- 不正行為に関する調査結果の国への報告

### ○不正を抑止する環境の整備

- 一定期間の研究データの保存・公開（事後的な検証可能性の確保）
- ◇不正使用に関する機動的な調査の実施
- ◇ソフトウェア開発などの特殊な役務に関する検収の導入
- ◇機関におけるリスクアプローチ監査の導入
- ◇取引業者に対する誓約書提出の義務づけ
- ◇取引業者が過去の不正取引を自己申告しやすくするための環境の醸成

## 組織の管理責任の明確化

### ○組織としての責任体制の確立

- ☆倫理教育責任者の設置
- ◇研究費の管理・執行責任者の設置
- ☆組織における規程の整備・公表

### ○不正事案に関する管理責任の追及

- ☆不正調査の期限設定（正当な理由なく遅れた場合は研究費執行の一部見合わせ等の措置）
- ☆組織に対する措置の発動（間接経費の削減等）

## 国による監視と支援

### ○国の監視機能の強化と充実

- ☆規程・体制の整備状況の調査
- 不正行為に関する調査結果の国への報告
- ◇研究費の管理・監査体制に関するモニタリング強化
- ☆調査等への第三者的な視点の導入（国等の体制強化を図り、将来的には研究不正の監視や各機関の対応の支援等を行う公的組織の設置も検討）

### ○国による組織の不正防止対策への支援

- ☆倫理教育や規程整備等への支援
- ☆調査研究の実施
- ☆研究コミュニティにおける閉鎖性・内向き指向の打破
- ☆組織改革への働きかけ

今後は、これらの取組の詳細を検討するとともに、関係府省にも働きかけ

平成 25 年 9 月 27 日  
大臣官房厚生科学課

## 研究費補助金の不正使用及び研究不正への対応

厚生労働省は、文部科学省と連携し、以下の対応を行うことを検討している。

### 1 不正事案に対する措置の強化

#### (1) 研究活動経費の削減等

- 研究費の不正使用又は研究不正が認められた場合には、従前の対応に加え、不正行為をした研究者の所属する研究機関に対し、研究活動経費（間接経費）を削減、厚生労働科学研究費補助金の一時停止といった措置も追加。
- 不正使用について、研究機関において、私的流用等の悪質な事案の場合は刑事手続等をとるなどの対処方針の策定を促す。

#### (2) 不正事案の公開

- 事例の内容に応じて研究費の不正使用又は研究不正を行った個人名を含めた不正事案の公表。

#### (3) 研究機関の組織の管理責任の明確化

- 研究費の管理、執行に係る責任者や倫理教育の実施責任者の配置を求める。
- 研究費の不正使用又は研究不正が発生した場合、当該研究者のみならず、上記責任者に対する管理責任を問うことの明確化。

### 2 モニタリング体制の強化

#### (1) 研究機関による不正調査の迅速化

- 研究機関内部において、不正を事前に防ぐための抜き打ち監査等を導入。
- 不正事案が発生した場合の調査期限について目安を設け、期限を超えた場合、厚労科研費の執行を一時停止。

#### (2) 厚生労働省等による監視の強化

- 研究機関に対し管理体制に係る実地調査を実施し調査結果を公表。
- 抜き打ちによる調査等の実施。

### 3 不正を事前に防止するための施策の充実

- 倫理教育等の義務化  
倫理教育等を受講しなければ、研究費補助金を交付しない措置を実施。
- 研究データの一定期間の保存の義務化  
個人情報保護に留意しつつ、研究データの一定期間の保存の義務化。
- 複雑な役務に対応するための検収の強化  
複雑な役務においても不正が不可能となるように検収を強化。
- 取引業者が誓約書を提出することを義務化

注：上記取組について具体化した上でガイドライン等として研究機関に通知し、平成 26 年度から実施する予定。